

藤沢市職員定数条例の一部改正について

1 藤沢市職員定数条例の制定・これまでの改正状況

本市では、昭和24年に藤沢市職員定数条例(以下「条例」という。)を制定・施行して以降、「各年度の職員定数」の増減に合わせ、条例第2条に定める職員の定数(別表)、いわゆる「条例定数」を改正してきました。平成13年には、当時の「条例定数」を職員定数全体の上限数と定め、その枠内で、「各年度の職員定数」を決定し、法令や制度改正、新たな行政需要に迅速に対応することとしました。

一方で、平成29年に、雇用と年金の接続に伴う再任用フルタイム勤務職員の増加や新たな行政需要へ対応することにより、「各年度の職員定数」が上限数である「条例定数」を超えることが想定されたため、所要の改正を行い、それ以降も年度ごとに改正を行ってきました。

「各年度の職員定数」

区分		平成28年度 定数	平成29年度 定数	平成30年度 定数	令和元年度 定数	令和2年度 定数 (予定)
市長部局の職員	一般職員	1,976人	1,989人	2,003人	2,009人	2,017人
	市民病院職員	785人	797人	808人	817人	914人
議会事務局職員		14人	14人	14人	14人	16人
教育委員会事務局その他教育機関の職員		222人	221人	223人	227人	229人
選挙管理委員会事務局職員		9人	9人	9人	9人	9人
監査委員事務局職員		9人	9人	9人	9人	9人
農業委員会事務局職員		6人	6人	6人	6人	6人
消防職員		438人	442人	442人	452人	452人
合計「各年度の職員定数」		3,459人	3,487人	3,514人	3,543人	3,652人
(対前年度増減)		71人	28人	27人	29人	109人
「条例定数」		3,533人	3,544人	3,571人	3,600人	3,709人

2 改正内容

条例定数 3, 600人→3, 709人 (109人増)

「令和2年度の職員定数」の増減に合わせ、条例第2条に定める定数(別表), いわゆる「条例定数」を改正するものです。

現行の条例定数(3, 600人) + 行政需要の増加への対応(26人)

+ 地方公務員法等改正への対応(83人) = 3, 709人

「定数条例別表 増減表」

区分		現行の 定数 A	業務増 への対応 B	業務見直し による減 C	行政需要 の増加への 対応 D (B+C)	地方公務員 法等改正へ の対応 E	改正 定数 F (A+D+E)
市長部局の職員	一般職員	2,058人	34人	△30人	4人	4人	2,066人
	市民病院職員	817人	19人	△1人	18人	79人	914人
議会事務局職員		14人	2人	0人	2人	0人	16人
教育委員会事務局その他教育機関の職員		234人	2人	0人	2人	0人	236人
選挙管理委員会事務局職員		9人	0人	0人	0人	0人	9人
監査委員事務局職員		9人	0人	0人	0人	0人	9人
農業委員会事務局職員		6人	0人	0人	0人	0人	6人
消防職員		453人	0人	0人	0人	0人	453人
合計		3,600人	57人	△31人	26人	83人	3,709人

(1) 行政需要の増加への対応(D)の内訳

ア. 業務増への対応(B)の主な内容

防災対策体制の充実及び受援計画策定業務等への対応, 介護事業所指導業務等執行体制の充実, 医療費適正化業務への対応, 保育施設の増加に伴う入園業務等への対応, 患者総合支援センター開設, 看護体制の充実, 医療技術部門体制の充実, 診療体制の充実, 市議会史編さん業務への対応

イ. 業務見直しによる減（C）の主な内容

分庁舎整備の進捗、南市民図書館の運営委託、保険年金課の窓口業務委託、江の島地区周辺整備業務の進捗、柄沢特定土地区画整理事業清算業務の進捗

（2）地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う職の整理への対応（E）の内訳

ア. 一般職員

藤沢市嘱託に関する規則に定める常勤の嘱託職員を廃止することに伴い、これまで常勤の嘱託職員として任用してきた警察官としての知識経験を有する不当要求行為等対策担当主任指導員や、自衛官としての知識経験を有する、国民保護計画業務等を担う危機管理主任指導員を、定数条例の対象となる常時勤務職員（任期付職員）として引き続き任用するため、増加するものです。

イ. 市民病院職員

一般職員と同様に、市民病院においても、常勤の嘱託職員を廃止することに伴い、これまで常勤の嘱託職員として任用してきた修練医（医師）、及び看護師を定数条例の対象となる常時勤務職員（任期の定めのない常勤職員）として引き続き任用するため、増加するものです。

※ 改正後の「条例定数（3,709人）」と「令和2年度の職員定数（3,652人）」の差の57人は、平成29年度に「雇用と年金の接続」に伴い再任用短時間勤務職員115人をフルタイム勤務換算して計上した57人分です。この57人分については、令和4年度以降にその時点での再任用フルタイム勤務職員の状況を踏まえ、改めて整理するまでの間は、「各年度の職員定数」の増減とは別要素として取り扱うものです。

3 今後の職員定数の考え方

少子超高齢化の進展など、社会経済情勢の変化を踏まえ、将来にわたり健全な財政運営を堅持するため、職員定数の適正配置による人件費の抑制に、これまで以上に取り組む必要があります。

このようなことから、職員定数の基本的な考え方を示した「藤沢市定員管理基本方針2020」については、令和2年度中の改定を予定しており、改めて、より効率的な業務執行体制の確立に向けた考え方や重点方針を整理し、取組を一層強化してまいります。

以 上